

1. 国内の指定微生物株保存機関から輸入検疫有害菌を譲受けする際には？

1 指定微生物株保存機関とは？

農林水産大臣の許可を受けて、試験研究のための保存及び公開分譲を目的として輸入検疫有害菌（植物に対して病原性を持つ微生物を指し、ウイルス、ウイロイド等を含む。）を保管及び管理している国内の微生物株保存機関（以下、「指定微生物株保存機関」という。）です。

（輸入検疫有害菌を譲渡できる指定微生物株保存機関一覧は5 参考の欄参照）

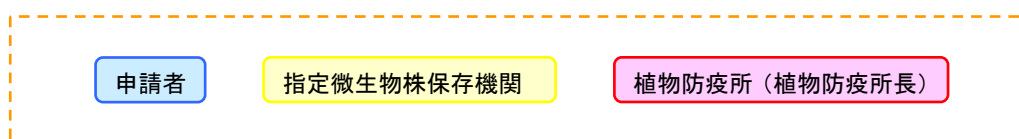
2 指定微生物株保存機関から譲り受けることができる輸入検疫有害菌の種類

試験、研究に利用しようとする者が指定微生物株保存機関から譲り受けることができる輸入検疫有害菌の種類は、指定微生物株保存機関が農林水産大臣の輸入許可を受けて保存しているもののうち別記の輸入検疫有害菌以外となっています。

（指定微生物株保存機関から譲受けできない輸入検疫有害菌一覧は5 参考の欄参照）

2 輸入検疫有害菌の譲受け許可手続

試験研究を目的に指定微生物株保存機関から輸入検疫有害菌（植物に対して病原性を持つ微生物を指し、ウイルス、ウイロイド等を含む。）を譲り受ける場合の申請手続及びこれらの取扱いについての事務処理は次のとおりです。



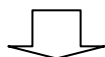
指定微生物株保存機関に希望する輸入検疫有害菌の譲受け申し込み

- 申請者は譲受けに先だって指定微生物株保存機関に希望する輸入検疫有害菌の譲受け申し込みをして下さい。



指定微生物株保存機関から輸入許可指令番号等の通知

- 指定微生物株保存機関では、申込みがあった当該菌が分譲可能な輸入検疫有害菌の場合は、当該菌の輸入許可指令番号及び菌株番号（原番号及び保存番号）を付記したうえ譲受け後の管理場所を担当する植物防疫(事務)所(支所・出張所を含む。以下「植物防疫所」。)において必要な手続を行うよう申請者に通知します。



輸入検疫有害菌譲受許可申請書の提出

- ・ 輸入許可指令番号等の通知を受けた申請者は、「輸入検疫有害菌譲受許可申請書」（以下「申請書」という。）1部を譲受け後の管理場所を担当する植物防疫所を経由して植物防疫所長あてに提出してください。

注1：申請書の記載内容が不十分なものは受理されず返送される場合があります。

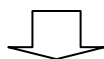
注2：植物防疫所が申請書を受理してから許可が下りるまで約1か月（実地調査が必要な場合は約40日）を要しますので、できるだけ早目に提出してください。



輸入検疫有害菌譲受許可申請書の審査

- ・ 申請書を受理した植物防疫所では、申請書の記載内容について審査し、必要に応じて試験を行う場所及び施設が当該菌の管理及び隔離するのに適切であるかどうかについて調査（実地調査）します。

注3：審査及び実地調査の結果、適切と認められず、輸入検疫有害菌の譲受け許可が行われなかった場合は、その旨連絡します。



輸入検疫有害菌譲受許可書の交付

- ・ 審査の結果、適切と認められた場合は、植物防疫所長は「輸入検疫有害菌譲受許可書」（以下「許可書」という。）を交付します。

注4：許可書には当該菌の譲受けに必要な条件である当該菌の移動方法、管理方法と場所、管理責任者、当該菌と試験器具類の消毒方法、利用期間等について具体的な条件が付されています。これらの条件に違反した場合には許可の取消し又は譲り受けた当該菌の焼却、その他必要な措置をとることになりますから、許可条件は必ず守ってください。

注5：許可書の条件をやむを得ず変更しなければならないときは、あらかじめ植物防疫所長の許可を得ることが必要です。この場合、「許可書（一部変更）」が交付されます。なお、輸入検疫有害菌の産地、菌名及び数量の変更は認められません。

3 輸入検疫有害菌の譲受け後の管理手続

植物防疫所長による許可を得た後の手続は次のとおりです。

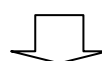
指定微生物株保存機関に許可書（写）提示

- 申請者は、植物防疫所長により交付された許可書（写）を指定微生物株保存機関に提示します。



輸入検疫有害菌の送付

- 指定微生物株保存機関は、許可された輸入検疫有害菌を申請者に送付します。
- また、指定微生物株保存機関は、分譲した旨を「輸入検疫有害菌譲渡報告書」により、植物防疫所長あてに報告します。



譲受輸入検疫有害菌到着報告書の提出

- 譲り受けた当該菌が管理場所に到着したときは、「譲受輸入検疫有害菌到着報告書」1部を直ちに管理場所を担当する植物防疫所長あてに提出してください。

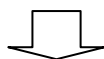
当該菌が到着したときは、植物防疫官が到着時の状況を確認するため立会います。



輸入検疫有害菌管理利用状況報告書の提出（試験期間が1年以上にわたる場合）

- 試験期間が1年以上にわたる場合は、その年の管理状況について毎年3月末日までに「輸入検疫有害菌管理利用状況報告書」1部を管理場所を担当する植物防疫所を経由して植物防疫所長あてに提出してください。

当該菌の管理利用状況について、植物防疫官が適宜確認を行います。



「輸入検疫有害菌管理完了状況報告書」の提出（試験完了）

- 試験を完了する場合は、事前に管理場所を担当する植物防疫所へ連絡してください。（植物防疫官立会いの下に当該菌の処分、使用した器具類の消毒、その他必要な措置を実施していただきます。）
- これらの措置が終了した場合は、「輸入検疫有害菌管理完了状況報告書」1部を管理場所を担当する植物防疫所を経由して植物防疫所長あてに提出してください。

試験等を完了する場合は、輸入検疫有害菌の処分、使用した器具類の消毒等に植物防疫官が立会います。

4. 許可後における事務処理

試験方法、管理場所、管理責任者の変更あるいは利用期間の延長等許可条件の一部を止むを得ず変更しなければならない場合

「輸入検疫有害菌譲受許可条件の一部変更願」1部を申請者の住所地を担当する植物防疫所を經由して植物防疫所長あてに提出してください。

輸入検疫有害菌の移動又は試験を中止する場合

当該菌の全部若しくは一部の移動を中止する場合又は試験を中止する場合は、「輸入検疫有害菌（移動・試験）中止届」1部を申請者の住所地を担当する植物防疫所を經由して植物防疫所長あてに提出してください。試験を中止する場合は、管理場所において植物防疫官立会いの下に当該菌の処分等必要な措置を実施していただきます。

退職、転勤等により申請者に変更が生じた場合又は申請者及び管理責任者の所属する機関の住所及び名称並びに管理場所の名称及び管理責任者の所属等に変更が生じた場合

変更から2週間以内に「輸入検疫有害菌譲受許可申請者の名義所属等変更届」1部を申請者の住所地又は管理場所を担当する植物防疫所を經由して植物防疫所長あてに提出してください。

5 参考

- ・ [指定微生物株保存機関の一覧表（PDF）](#)
- ・ [指定微生物株保存機関から譲受けができない輸入検疫有害菌の種類（PDF）](#)
- ・ [申請・手続き書類様式（一太郎・Word）一覧](#)
- ・ [申請書の記載方法（PDF）](#)
- ・ [植物防疫所管理担当地域一覧（申請者の住所地・管理場所）（PDF）](#)